



埼玉県報

第 2723 号
平成 27 年(2015 年)
8 月 18 日
火曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（西部地域振興センター）
- 平成 27 年度大気汚染常時監視システム開発業務委託に関する落札者等の公示（大気環境課）
- 第 44 回採石業務管理者試験の実施（みどり自然課）
- 六堰頭首工管理規程の一部を改正する告示（農村整備課）
- 寄居都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- パーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務委託に伴う告示（交通規制課）
- 県道川越栗橋線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道川越入間線の供用の開始（川越県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第九百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十七年八月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人えじそんくらぶ

三 代表者の氏名

高山 恵子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間市豊岡一丁目一番一号ダイヤパレスUアリーナ九百二十四号室

五 定款に記載された目的

この法人は、注意欠陥／多動性障害（以下、ADHD）を持つ人々そして共に悩む家族、教師、専門家達と協力し、その正しい理解の促進と自立への道を支援し、ADHDを障害としてクローズアップするのではなく、豊かな個性の一つとして長所を伸ばし、弱点を克服できるよう応援する。さらに当事者だけでなく、広く社会全般が、相互を受け入れ、理解し合える環境を作るために必要なADHDに関する情報を提供し、各分野の専門家との連携体制作りを目指し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年八月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

平成27年度大気汚染常時監視システム開発業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県環境部大気環境課企画・監視担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目
15番1号

3 落札者を決定した日

平成27年7月9日

4 落札者の氏名及び住所

東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号

5 落札金額

45,252,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成27年5月29日

告 示

埼玉県告示第九百六十号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第四十四回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十七年八月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験期日

平成二十七年十月九日（金）午前十時から十二時まで

二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター中会議室

三 受験手続

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部みどり自然課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、平成二十七年八月十八日（火）から配布する。

ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

ハ 受付期間

平成二十七年九月一日（火）から九月十五日（火）まで（期間内消印有効）

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇―九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県環境部みどり自然課

五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

六 試験科目

イ 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

ロ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

告示

埼玉県告示第九百六十一号

六堰頭首工管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年八月十八日

埼玉県知事 上田清司

六堰頭首工管理規程の一部を改正する告示

六堰頭首工管理規程（平成十五年埼玉県告示第千五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の表を次のように改める。

取水期間	最大取水量（単位 立方メートル／秒）
五月十一日から六月十五日まで	四・五九一
六月十六日から六月二十五日まで	一六・八七五
六月二十六日から九月二十五日まで	一三・二九七
九月二十六日から翌年五月十日まで	一・五五二

第十条中「開いたゲートの順序と逆の順序によって」を「流水を安全に流下させるよう適正にゲートを」に改める。

第十四条第一号中「埼玉県公営企業管理者」を「東京発電株式会社埼玉事業所長」に改め、同条第四号中「大里用水路土地改良区連合理事長」を「大里用水土地改良区理事長」に改める。

第十五条第一号中「注意報又は警報が発せられたとき」を「警報が発せられ、洪水の発生するおそれがあるとき」に改め、同条第二号中「埼玉県発電総合事務所」を「東京発電株式会社」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第九百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

寄居都市計画道路三・四・五中央通り線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

寄居町大字寄居字大正寺の一部

ロ 削除する土地の区域

寄居町大字寄居字大正寺、字栄町の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、寄居町都市計画課

四 縦覧期間

平成二十七年八月十八日から平成二十七年九月一日まで

告 示

埼玉県告示第九百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）別表第七号の表第一号のパーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務を平成二十七年七月一日から平成二十八年六月三十日までの間、次に掲げる者に委託した。

平成二十七年八月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 住所

埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目十七番五号

二 名称及び代表者の氏名

株式会社SPDセキュリア

代表取締役 菅野 義明

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年八月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十八日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

川越栗橋線	路線名
桶川市大字川田谷字稻荷二六五六番一地从先から同市大字川田谷字稻荷二八一九番二地先まで	供用開始の区間
平成二十七年八月十八日	供用開始の期日
平成二十年一月二十九日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長一七三・〇〇メートル	備考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年八月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

<p>川越入間線</p>	<p>路線名</p>
<p>狭山市大字堀兼字平野一番地先から同市大字堀兼字平野三七番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年八月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>交通安全対策事業による。 平成二十六年二月七日埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長六二・六〇メートル</p>	<p>備考</p>